

今谷 明著

『室町幕府解体過程の研究』

今 岡 典 和

一

本書の著者である今谷明氏の処女論文「細川―三好体制研究序説―室町幕府の解体過程―」が『史林』五六巻五号の巻頭を飾ったのは一九七三年のことであるが、以来一三年のあいだ、氏は室町幕府の解体過程について、絶えず入念な実証を裏付けとした新鮮な問題提起を行なって来られた。それはしばしば通説に対する大胆な挑戦ともなり、そのために従来等閑視されて来た側面を強調しようとするあまりの過激な表現が、時にアジェーションとしての誹りを蒙ることもあった程である。その意味において、今日ようやく氏の室町幕府解体過程に関する諸論稿が、現在の円熟した筆致による補訂を加えて、氏の構想の全貌を示すべく体系的にまとめられた事の意義はきわめて大きなものがあると言える。このような大著の書評は浅学の筆者にとって容易ではなくまたその任でもないと思われるが、氏の研究以後もこの分野の研究が決して十分な進展を見ているとは言いがたい現在、氏の研究成果と課題を論じる事によって、研究の現状を少しでも活性化させる努力をばらう事が後学の努めでもあると思う故に、ここに敢て書評

の筆を執った次第である。

本書の構成は、大きくは応仁・文明の乱以前の室町幕府の財政・機構・政治過程を扱った第一部「権力構造と財政」と、乱後の幕府の変質・解体を扱った第二部「幕府の解体と変質」とに大別され、これに序章と終章が付されている。以下、順を追ってその内容の概略を紹介し、その上で本書の成果と課題について論じることにした。

二

序章は室町幕府の研究史にあてられている。はじめに、室町幕府研究史上の大きな障害として、関連史料の拡散性と非系統性のあったことが指摘され、また戦前においては南北朝正閏問題のために幕府を研究対象とすること自体が憚られる風潮のあったこと、そして鎌倉室町期を通して中世と把握されるようになって以降は室町期が鎌倉期の応用問題として片付けられる傾向にあったことが、室町幕府研究の軽視を招く原因となったとされている。そしてそのことを前提とした上で、以下に戦前からの室町幕府についての研究が年次を追って紹介され、コメントを付されているが、そこにおける特徴としては特に室町幕府論として黒田俊雄氏の権門体制論が高く評価され、また中世国家論として黒田俊雄氏の権門体制論が高く評価されていること、またその一方で田沼陸氏の幕府―守護体制論に対する評価の消極的である事などが、著者の幕府論の背景を考える上で注目される。

第一部第一章「室町幕府の財政と荘園政策」は、著者の旧著『戦国期の室町幕府』（『季刊論叢日本文化』二、角川書店、一九

七五年」の第一章であった「東班衆の世界——室町幕府の財政と莊園政策」を改題・改稿して収録したものである。ここでは藤岡大拙氏や今枝愛真氏らによる五山禪院の研究をうけて、従来殆ど明らかにされていなかった室町幕府の財政と莊園政策における五山禪院の地位と役割が検討され、その結論として幕府の莊園政策の基本は五山禪院領の維持・保護にあり、また幕府財政は不断に五山禪院経済に依存し、それは特に足利氏の家産に関する部分において著しかったとされている。

第一部第二章「室町幕府の評定と重臣会議」は、室町幕府における政治史研究の主要な課題の一つとして重要政務の決定過程を挙げ、そうした政務の決定機関としての評定と重臣会議の実態を明らかにしようとする論稿である。まず評定について、貞和五年より明応三年に至る現存の評定記録におけるその構成員を検討し、將軍義持以降その構成員が管領と諸機関の頭人を兼ねる二階堂氏らの実務派高級官僚に固定されて来る事、彼らは將軍から諮問を受け、評定衆連署意見を答申している事を指摘する。次に重臣会議について、『満濟准后日記』・『建内記』からその実例を拾い出し、それが三管領および一部の有力守護によって構成され將軍との連絡には三寶院満濟があたっていた事、構成員の中でも特に年令官途とも高い特定の人物が「宿老分」として重視されていた事、その議案は守護間の紛争調停や皇位決定を含む人事などの幕政の最重要課題であった事を指摘する。そして、そうした重臣会議の機能から、この時期の管領制が形骸化し、管領が名譽職化していた事を説く。

第一部第三章「文安土一揆の背景——第二次徳政一揆論争によ

せて——」は、嘉吉・文安期の幕府政治を分析するための素材として、従来論じられる事の少なかった文安の土一揆を取り上げ、まず従来の研究においてこの一揆に関する根本史料である『建内記』伏見宮本が使用されていない事を指摘した上で、嘉吉・文安期の幕府政治が幕権の相対的凋落とそれに対応する朝廷の相対的權威の上昇という状況の許に細川・畠山の対立を軸として展開した事、一揆はその対立が頂点に達した時期に勃発し、中央政局と密接に絡み合いながら展開した事、そして細川・畠山の間に和平が生じると共に鎮圧された事を指摘し、合わせて貢賦反対闘争↓徳政一揆への展開という鈴木良一氏のシェーマが文安一揆に適用し得る事を指摘する。そして、細川・畠山の対立の背景には、その分國に權門の膝下莊園を数多く有する故に莊園領主との対決を志向せざるを得ない畠山氏と、分國に權門の莊園が少なく權門との一定度の協調が可能であった細川氏の差があったとする。

第一部第四章「室町幕府奉行人奉書の基礎的考察」は、著者年来の蒐集による約四〇〇〇通にのぼる幕府奉行人奉書を基礎として、奉書に署判するのはいわゆる幕府奉行人一般ではなく永享期以降は奉行人のうち御前衆・恩賞方が奉書の署判を行なう事、從來独自の機関と考えられて来た「右筆方」は奉行人一般の呼称であり、また意見状に署判するのは御前衆であった事を指摘し、また少数奉行人による別奉行の集積・家産化と奉書加判の独占の事実から、彼らが幕府政治において一個の政治力を持った主体として行動するに至った事を説く。次に奉行人奉書の様式と取扱事項を時期的に整理し、そこから奉書の取扱事項が足利義教政権以降所務・雑務・検断の分野に広汎に拡大し、更に応仁の乱以降は奉

行人奉書が幕府文書を代表する地位に昇った事、但し軍事指揮・行賞の機能は義材・高国政権以降將軍の御内書に移っていった事を指摘する。なお、本章および次章については初出時の旧稿を対象とした羽下徳彦氏の論文評があり『法制史学』三三、一九八三年）、また本章の基礎データとなった著者蒐集の奉行人奉書が高橋康夫氏によってデータベース化され、同時に『室町幕府文書集成奉行人奉書編』として思文閣出版から刊行されている事を付言しておく。

第一部第五章「守護領国制下に於ける国郡支配について」は、近世史研究の側から呈示された「国郡制的支配」の概念をうけて、守護領国制下において国郡制的枠組がどのような形で現象したのかを具体的に明らかにした論稿である。まず佐藤進一氏によってその存在が指摘された分郡守護および半国守護の事例を可能な限り広汎に検証し、それが三〇カ国・五六カ郡におよぶ事、そうした分郡の設置は律令制以来の国境が現実には適合しなくなっているあらわれとも見られ、また隣国守護に分郡を割き与える事によって当該国の守護を牽制する目的を有したが、なお中世を通じて律令制的な国郡界の変更は困難であった事、分郡の知行者は主として庶流家を含む南北朝期以来の守護家である事などを指摘し、こうした体制が近世の「国割り」へ引き継がれてゆく事を推定する。次に守護領国制下の郡支配について、その支配機構（郡奉行・郡代など）を広汎に検証し、それが律令制下の郡そのまゝの存続ないし復活ではなく守護による新たな地方行政区画としての郡の再編強化である事、戦国大名や本願寺も多くは郡を単位として領域支配を行なっており、後北条氏の支城支配は特殊な例と見做すべ

き事を論じる。そしてこうした国郡制の維持・存続の事実から、中世においては国郡制改編の条件は存在しなかったと説く。

第二部第一章「京兆專制——後期幕府の権力構造——」は、細川京兆家の家督者に幕府の実権が移行する過程を専制化と称し、その実態をかりに京兆專制と呼ぶとの前提のもとに、明応二年（一四九三）を画期とする細川政元による守護権の拡大・幕府機構の掌握の実態を追求し、それが幕府権力を構成するあらゆる部分が京兆家督に集中してゆく専制化の過程であった事を論じる。そして専制化の背景を細川氏被官内部の内衆・外様の対立と山城国一揆の成立による衝撃に求め、高国政権において京兆專制は大内義興の介入により解体の危機に瀕するが、永正一五年（一五一八）の義興の帰国により幕府権力は高国の手により一元化し、京兆專制は本来の形に戻ったとする。

第二部第一章付論「幕府管轄領域の変遷」は、応仁の乱以降幕府は崩壊ないし解体したとする説を批判する立場から、著者の蒐集にかかる奉行人奉書の数量的分析によって、応仁の乱後もその発給状況に顕著な減少傾向は認められない事、また奉行人奉書の取り扱う地域の推移によって、裁判管轄の畿内集中傾向は義持の晩年ごろから不断に進行し、室町時代を通じてみられる趨勢であった事を説き、応仁の乱を幕府全国支配崩壊の主要契機とはなし得ない事を論じる。

第二部第二章「延徳の丹波国一揆——畿内近国に於ける国人一揆とその弾圧——」は、応仁の乱後細川氏分国に統廃した国一揆の潮流の中に延徳元年（一四八九）の丹波国一揆を位置付け、その背景に徹底した国人不登用策を採る細川氏内衆と外様土豪との

根深く対立のあった事、またこの一揆が細川政元に國人の圧服と専制権力確立の必要性を痛感させ、明応政変の引き金となった事を論じる。

第二部第三章『東山殿時代大名外様附』について——奉公衆の解体と再編——は、京都大学文学部国史学研究所蔵の室町幕府の重職・奉公衆の交名である表題の史料と、『久下文書』所収の番帳断簡、および内閣文庫所蔵の『武家故実雑集』所収の番帳を紹介し、その成立年代を検討したものである。そして、『武家故実雑集』所収番帳の検討から、明応政変で解体した奉公衆の親衛隊編成が、將軍義晴の代には大幅に縮小されながらも一応は再編されていた事、しかし彼らの経済的基盤は細川氏被官の押領に脅かされていた事を説く。

第二部第四章「細川・三好体制研究序説——室町幕府の解体過程——」は、応仁の乱後の幕府は遠隔地の支配領域を多く喪失しながらも、なお畿内周辺を中心にその存続を可能ならしむる充分な基盤を有していたとの見通しのもとに、主として大永・天文末年の時期の幕府の畿内支配の実態を検討し、当該期の畿内支配には幕府奉行人奉書と「管領代奉書」・「管領代添状」が両々相俟って機能していた事、大永七年（一五二七）の將軍義晴の近江逃亡以降享禄五年（一五三二）までは足利義維・細川晴元の「堺幕府」が京都を支配していた事、晴元政権下において細川氏による幕府権限の吸収が一層顕著となった事などを指摘する。そして当該期の支配構造を「細川・三好体制」と規定してこれを基本的には京兆専制最後の段階と位置付け、強固な荘園体制の存続する山城近郊に被官人を給人として配置した事や室町幕府そのものを殆ど形

骸化し得た事に近世への傾斜を認めつつも、細川氏独自の戦國大名化はついに不可能であったと論じる。

第二部第五章「三好・松永政権小考」は、天文一八年（一五四九）の細川晴元政権の崩壊から永禄一一年（一五六八）の織田信長の入京までの約二〇年間の政権の推移を確定するとの意図から、当該期の三好・松永氏の発給文書を蒐取・分析し、三好長慶が当初細川氏綱の「管領代」として活動しながら、天文二年（一五五三）以降の五年間は幕府文書を全く京都から締め出して独裁的に裁許を行なった事、しかし根強い反三好勢力の存在と訴訟裁判に関する伝統的權威の欠如から幕府の復活を許し、京都支配を放棄せざるを得なかった事を指摘し、室町幕府と苦闘を続けた三好氏一族は將軍殺害によって幕府を覆滅する事により戦國大名権力の樹立を図ったが、なお荘園体制を克服し得ぬまま織田信長の入京を迎えねばならなかったと論じる。

終章は、信長入京以降なお五年間にわたって幕府が生命力を有し、信長を苦しめた事を指摘した上で、室町幕府の解体過程を領域的（統治空間的）解体と権力構造的（機構的）解体の両面から総括し、幕府の畿内政権化が將軍義晴の時期に完成する事、畿内政権としての幕府は産業構造の変化に柔軟に対応した当時最も先進的な地域権力であり、幕藩制とは異なった形で日本の近世化の可能性さえそこに秘められていたと思われる事を論じ、しかしながら一方で戦國期の幕府は一個の地方権力にとどまらず、守護職の補任権に由来する地方大名相互間の紛争調停権を有することによって他の戦國大名権力との重要な政治的差異を形成しており、この状況の打開には室町幕府の秩序を正面から否定する以外

になかったとして、本書は終る。

三

本書に収録された諸論稿によって初めて明らかにされ、学界の共有財産となった事実が枚挙に暇もない程であるが、それはひとえに著者自身が序章で述べられている通り、「学問上の方法としては概念・見通しを予め設定することを避け、実態を明らかにした上で全体を総括する」という氏の真摯な研究姿勢によるものである。そうして特に従来の研究が、ある側面についてその実態を明らかにする事を抜きにしてその側面を顧みなかったような場合、著者によって明らかにされた事実は必ずから従来の研究に対する痛烈な批判となる。

例えば、第一部第一章において明らかにされた室町幕府と五山禅院の緊密な経済的関係は、従来の室町幕府研究が五山禅院の役割を殆ど考慮することなく幕府経済を論じて来た傾向に対して大きな修正を迫るものであり、同時にそうした五山禅院進出の背景を明らかにする意味で、中世寺院史・宗教史における禅宗寺院研究の必要性を改めてクローズアップしたものである。

こうした著者の方法が、研究の空白地帯であったと言っても過言ではない明応の政変以降の幕府を扱った第二部において、とりわけ顕著な成果を挙げているのは当然とも言える。実際、ここにおける戦国期の細川京兆家が幕府の諸機能を実質的に吸収してゆく過程や、戦国期における幕府の畿内支配の実態、更には三好政権の幕府との関係における対決と協調の複雑な様相などは、著者によって初めて明らかにされたものと言ってよく、これらの成果

によって、応仁の乱あるいは明応の政変以降の時期を実態の把握抜きに幕府の崩壊期とし、その存在を顧みなかった通説的見解はもはや通用し得ぬ事が明らかとなった。

しかも著者は単に戦国期における幕府の実体的存続を明らかにするだけでなく、幕府の支配領域の変化は応仁の乱のみを画期とするものではないとの鋭い指摘や、守護統制権のみから幕府の本質を論じるのではなく、幕府が本来有していた畿内近国政権の性格に着目する事によって戦国期の幕府の畿内支配の意義を捉え直すという新たな見透しを呈示しており、それによって戦国期の幕府はぎわめて大きな意味を持つ存在として改めて我々の前に姿を現わしたのである。この事によって今後の中世国家像は戦国期における幕府の実体的な存続を組み込んで構築されねばならぬと思われるが、著者の業績は正しくその基礎を築いたものと言える。本書の成果を以上のように捉えた上で、次に本書について個人的に疑問と感じた点をいくつか挙げておきたい。

まず第一部第一章について。本書の原形である旧稿「東班衆の世界」(前掲)に対しては、既に上島有氏の批判がある(上島有・富田正弘「書評 網野善彦著 中世東寺と東寺領荘園」、『史学雑誌』九一―七、一九八二年)。そこにおいて上島氏は五山禅院を極度に重視する著者の立場を批判し、室町時代には旧仏教系寺院の荘園も重要な役割を果していたことを主張されている。確かに本章で明らかにされた室町幕府経済の、特に足利氏の家産に関する部分の五山禅院に対する大幅な依存の構造や、幕府の五山領荘園に対する保護政策は紛れもない事実であり、しかも既に述べたように従来殆ど論じられる事のなかったその役割を初めて前面に

掲げた本章の意義は高く評価されねばならない。しかし、本章の表題にあるように室町幕府の財政と荘園政策を総合的に論じようとするならば、足利氏の家産に関する部分以外の幕府経済における諸権門や守護の役割を別に論じ、その中に五山の役割を改めて位置付ける必要があるのではないか。これに関連しては著者自身も第二章第四章において「即ち室町幕府の財政は当初より守護役や土倉・酒屋等のみにより維持されていたのではなく、これら幕府の武力により存続を保障されている公家・大社寺等の経済機構にも大きく依存していたのであって、此等の大社寺・公家等諸権門が存在すること自体が幕府の一方の基盤となっていたのであった（三五五ページ）」と述べておられるが、これと第一部第一章の關係は必ずしも明確ではない。既に広く知られている事実で言えば例えば東山山荘造営における東寺領をはじめとする山城寺社本所領からの収奪などは著者の構想においてどのように位置付けられるのかが問題となろう（黒川直則「東山山荘の造営とその背景」、『中世の権力と民衆』所収、創元社、一九七〇年）。

次に第二章第一章について。本章においては細川政元による幕府機構の掌握・吸収が重点的に説かれており、「右筆衆の多くは永正初年までに政元と実質的な主従關係に入っただけではあるまいか」とさえ言われている。その結果本章を読む限りでは以後において細川氏が幕府の主体となり、將軍は全く細川氏の傀儡と化したかの如くであるが、その場合、例えば將軍足利義晴の時期において將軍親衛軍の再編が規模を縮小しながらも行なわれ（本書第二章第三章）、また内談衆による独自の政務が行なわれていた事実は（清水久夫「將軍足利義晴期における御前沙汰」、『日本史研

究』二〇七、一九七九年。なお、將軍義晴の時期を扱った本書第二章第四章には、内談衆に関する論及は全く見られない）、どのように説明されるのだろうか。この問題は細川氏がいかに強力になろうともなぜ將軍は存続し続けたのかという問題、ひいては幕府とは何かというきわめて根本的な問いにも連なるものと思われるが、こうした問題に対する明確な解答は本書の中には未だ見出し得ないように思われる。ともあれ、著者の戦国期幕府に対する分析の視点はあまりに細川氏に重点が置かれすぎており、内談衆のような当該期の幕府機構や、將軍権力独自の機能の実態究明を課題として残しているように思われる。

同じく第二章第一章については今一つ、大内義興の問題がある。著者は大内義興の上洛について、義興が京都滞在中に細川政元と山城守護職を分割していた事を述べ、義興の帰国によって京兆專制は本来の形に戻ったとされている。しかし、義興の上洛はなぜ行なわれたか、また幕府にとっての大内氏、大内氏にとっての幕府はどのような存在であったのかといった当該期の幕府を考える上で重要と思われる問題についての論及は無く、また天文期において山城守護にこそ就いていないが幕府との関わりで大内義興とほぼ同様の働きをしていた六角定頼については、本書を通じて何らの言及も見られない。この事は、細川氏以外の守護と幕府との關係が著者の幕府論に組み込まれていない事を示唆しており、この事は著者の幕府に対する基本的な研究視角に関わるものと思われるが、そのことについては後に改めて論じる事にする。

最後に第二章第四章について。本章において著者が従来殆ど注目されていなかった茨木長隆や足利義維の存在をクローズアップ

し、また従来しばしば幕府奉行人奉書と混同されて来た「管領代」奉書や「堺幕府」奉行人奉書を峻別した意義はまことに大きく、またその実証の手並は鮮かである。しかしながらそこでの「管領代」・「堺幕府」の概念にはまた問題もある。まず「管領代」について、著者はここで文書伝達の上で幕府奉行人奉書を直接遵行する形の奉書を発給している者を管領代と規定している。しかし、小泉義博氏の指摘するように(同氏「室町幕府奉行人奉書の充所」、『日本史研究』二六六、一九七六年)、同様の文書は室町期から細川氏奉行人の発給するものであり、そのことを考えた場合、なぜ特にこの時期に細川氏奉行人に対して「管領代」なる概念を設定しなければならぬのかが問題となってくる。その事について著者は「管領奉書が消滅し、明応二年の政変で京兆専制が確立して以降の細川氏奉書の重要性は飛躍的に高まるのであって、たんに様式が同じであるからといって、戦国期の京兆奉書を守護奉行人奉書と称することはかえって適切さを欠く」と述べておられる。しかし、そうは言いながらも著者の言う「管領代」はあくまで文書様式から成立している概念なのであって、そのために細川晴元政権下において摂津国人の代表として特異な地位を占めていた茨木長隆が、文筆官僚としての奉行人であった飯尾元運らと同じ概念に含まれてしまう事になり、その結果著者自身も強調しておられる茨木長隆の特異性はかえってあいまいなものとなろう。更に言えばそもそも管領制自体が制度としての意味を失っている時に、敢えて「管領代」なる概念を設定することがいかなる有効性を持ち得るのかについて、素朴な疑問を覚えざるを得ない。

次に著者の「堺幕府」論については、奥野高広氏および二本謙

一氏の批判がある(奥野高広「『堺幕府』論」、『日本歴史』三二八、一九七五年。同氏「織田政権の基本路線」、『国史学』一〇〇、一九七八年。二本謙「『戦国期室町幕府・将軍の権威』、『国学院雑誌』八〇—一一、一九七九年)。奥野氏は著者が堺幕府の公方であるとした足利義維に將軍宣下が下されておらず、またこの時期朝廷は足利義晴を一貫して征夷大將軍として遇していることから、また二本氏はこの時期足利義晴政権が全国の大名に対して榮典を与えていることから、いずれもこの時期の幕府を近江にあった足利義晴政権であるとして、堺幕府論を批判している。筆者も従来注目されることの少なかった足利義維政権の畿内支配の実態を明らかにした著者の業績を高く評価することに異存はないが、義維政権のみを幕府と断じ、義晴政権の存在を無視する著者の捉えかたには疑問を覚えざるを得ない。義維政権の実質的な畿内支配は事実としても、義晴政権の有していた全国の大名との関係もまた明白な幕府の権能であり、いずれが幕府であるかを断ずるのではなく、幕府の機能が分裂して発現されるような状況の意味をこそ問題とすべきではないだろうか。なお、著者が実質的に畿内を支配していた足利義維政権をより重視していることは、著者の幕府に対する基本的な研究視角に関わる問題と思われるが、それについては後で改めて論じることにはしたい。

四

最後に、本書全体を通じての問題と、そこから導き出される課題を論じて書評を終えることにしたい。本書全体を通じて筆者にとって最も大きな問題と考えるのは、著者にとっての解体期の室

町幕府が、一貫して畿内の局地的権力として捉えられている点である。もっとも、著者がそもそも解体期の室町幕府を問題としたのは、「はしがき」において「ここで主題とする時期・地域が戦国大名の究極的評価のためにも、あるいは近世幕藩制の西国支配を理解する上でも不可欠といってよい重要性を帯びていることを痛感したからである」と述べられているように、地域としての畿内そのものについての著者の関心が大きなモメントとなっており、その点で分析の重点が畿内に置かれることは当然とも言える。しかし、そのことが著者の解体期幕府像そのものを前提的に規定しているとするれば、そこにはいささかの問題が生ずるのではないだろうか。

その一つの現われは、序章の室町幕府についての研究史の整理に見ることができる。そこにおける顕著な特徴の一つと思われるのは、田沼陸氏の幕府―守護体制論に対する論及がきわめて冷淡であること、そして岸田裕之氏の守護研究に対する言及が全く見られないことである。言うまでもなく幕府―守護体制論は、幕府ぬきの守護論として批判されたいわゆる守護領国制論を、守護の領域支配における幕府との有機的連関を追求し、更に国人領主制をも視野に入れた包括的な権力体制の概念を構築することによって克服しようとしたものであり、また岸田氏の守護研究はこれを受けて幕府との関係を視野に入れつつ改めて守護の領国支配を論じたものであった。こうした研究に対する著者の関心の稀薄さは、著者の幕府・守護関係に対する視点がきわめて現象的な側面に限られており、守護の領域支配における幕府との関係の意味を問題とする契機が失われている事を示すものではあるまいか。この問

題は結局のところ幕府にとって守護は何であったか、守護にとって幕府は何であったかという問題に行きつくものであるが、著者に限らず近年の室町幕府研究においてはこの問題が論じられる事があまりにも少なかったように思われてならない。そして戦国期の幕府について言えば、そこにおける守護の在京や軍勢催促などの幕府・守護の現象的な結び付きが稀薄となつてゆく事は明白であるが、そうした結び付きを失った幕府は、著者にとって畿内政権でしかあり得なかったのではなからうか。著者の「堺幕府」に対する評価もまさしくこの点に関わっている。著者にとって幕府とはより実質的に畿内を支配していた足利義維政権でなければならず、そこにおいては足利義晴政権の有していた地方大名との関係は副次的な問題とならざるを得なかったのである。

とはいえ著者においてもまた、戦国期の幕府の畿内政権にとどまらぬ性格について全く言及がない訳ではなく、それは本書終章において「守護職の補任権に由来する、地方大名相互間の紛争調停権」として説明されている。しかしこれはいかにも抽象的な説明であり、これのみを以て既に述べたような大内氏や六角氏の行動原理を解くことはできない。戦国期の幕府の畿内政権にとどまらぬ性格を真に解明するためには、既に別稿で述べたように幕府・守護・国人を包括した権力体制としての幕府―守護体制の戦国期における変質・崩壊の様相を追求する視点が必要なのではないだろうか（今岡典和・川岡勉・矢田俊文「戦国期研究の課題と展望」、『日本史研究』二七八、一九八五年）。筆者が別稿においても（拙稿「幕府―守護体制の変質過程」、『史林』六八―四、一九

八五年）、こうした問題意識に基づいての事であるが、著者の研究が戦国期における幕府の畿内支配の実態を明らかにするにおいて前人未踏の業績であったと同じく、戦国期における幕府・守護関係の実態を明らかにする作業は全くこれからの課題である。しかしそれが果されることによって、初めて著者の望まれる戦国大名研究と幕府研究の対話も可能となるものと思われるのである。

以上、著者自身の関心による雑駁な見解ばかりを述べる結果となつてしまい、また誤読に基づく見当外れの言もあったかと思われる。ひとえに著者の御海容を請う次第である。

（A5判 四九八頁 索引一二頁 一九八五年一〇月 岩波書店）

（京都大学 研究員

六〇〇〇円）